

特別養護老人ホーム仁風荘・第二仁風荘 入所申し込みについて

1、入所の対象者について

介護保険の要介護3から5の認定を受けた高齢者が対象で、身体上または精神上何らかの障害等で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方となります。ただし、やむを得ない事情がある場合は、要介護1または要介護2の方でも、特例として入所が認められることがあります。詳細につきましては、各市町村にお問い合わせください。

※専門的な医療及び処置等が必要な場合は、入所できない場合があります。

2、入所の申し込みにかかる書類について

入所申し込みを行う場合は、以下の書類が必要となります。家族の方が直接施設へ申し込みを行います。

- ①「特別養護老人ホーム入所申込書」
- ②「介護保険被保険者証」の写し
- ③「特別養護老人ホーム入所意見書」→担当の介護支援専門員等が作成します。

※記載事項（要介護度及び所在地の変更）に変更があった場合は、変更状況の報告をお願いします。添付資料として介護支援専門員等が作成する「特別養護老人ホーム入所意見書」を添えて下さい。変更がない場合でも年に1度は調査し、意見書を作成していただきます。

申込者の死亡または他の施設に入所する等の理由で申し込みを辞退する場合は、速やかに連絡をお願いします。

3、入所受付について

入所のお申し込みにつきましては、原則として、当施設にお越しいただき、受付させていただきます。まずは、お電話にて入所に関するご相談や施設にお越しいただける希望日等をご連絡ください。

当日は担当職員が入所希望される方の身体状況や介護についての状況をお聞きし、施設の説明を行います。

- 特別養護老人ホーム仁風荘 → 2人部屋（従来型）
- 特別養護老人ホーム第二仁風荘 → 全室個室（ユニット型）

4、入所検討委員会について

入所受付後、受付簿を作成し管理します。施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、施設職員以外の第三者で構成した委員会が入所選考者名簿の確定を行います。

5、入所者の決定について

評点化した事項と特記事項を検討し、選考者名簿の上位について順位を確定し、入所者の決定を行います。入所の意思や状態を把握するため、自宅または病院や施設等で面接を行い、入所についての必要事項（利用料金や施設での生活に必要なもの）を説明します。

入所に同意後、担当職員から入所の日時や送迎、手続き等を説明します。入所当日は契約書及び重要事項等に関する説明を行い、契約を締結します。

6、相談、お問い合わせについて

特別養護老人ホーム仁風荘（電話：0237-35-2126）

担当者 生活相談員：阿部貴浩、柴崎梨奈

介護支援専門員：森はるか、齋藤奈美子